

未済試験受験手続の注意事項

2019 年度春学期より、未済試験の実施に関して一部変更がありました。変更点は以下の通りです。

(旧) いかなる申込み理由であれ、未済試験実施の可否は担当教員の判断による。

(新) 手続き可能資格①～⑤の場合、原則未済試験は実施される※。手続き可能資格⑥の場合については、未済試験実施の可否は担当教員の判断による。

※未済試験の実施の有無に関わらず単位取得の見込みがない申込者については、未済試験の受験が許可されないことがあります。

未済試験受験手続の流れ

◇商学部事務所に『期末試験欠席届(兼未済試験受験願)』申込◇

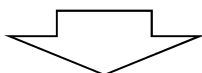
➤ 手続き可能資格の理由で期末試験を欠席した方のみ、日時記入のある公的証明書を持参し、受験申し込みをすることができます。

- ・手続きは試験日を含めて3日以内に行ってください。
- ・やむを得ず3日以内に来られない場合は、必ず事務所まで連絡下さい。

➤ 公的証明書がない場合は一切受付致しませんので、必ず持参下さい。

- ・証明書は、基本的に欠席届発行の際と同じです。
- ・詳しくは、「ROUTE2019 商学部の手引き」P.22 (2013年度以前入学者) P.38 (2014年度以降入学者)を確認して下さい。

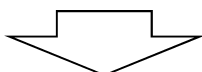
(手続き可能な資格及び手続き期間例外については、下記を参照)



◇未済試験受験有資格者の発表及び有資格者受験申込◇

この段階で、未済試験受験の可否が決定します。手続きをした学生に対し、手続理由(下記「手続き可能な資格」参照)①～⑤の場合は、未済試験が原則実施されます※。手続理由⑥の場合は、当該科目の教員が【未済試験受験資格有】と判断した場合に限り受験が許可されます。1 科目受験料 1,000 円の支払いが必要です。

※未済試験の実施の有無に関わらず単位取得の見込みがない申込者については、未済試験の受験が許可されないことがあります。



◇未済試験実施◇

2月6日(木)、7日(金)※予備日

手続き可能な資格

<未済試験が原則実施される資格>

- ①忌引き
- ②裁判員候補者に指名され、裁判所に出頭した場合
- ③「学校において予防すべき感染症※」に分類される感染症に罹患した場合
- ④「学校において予防すべき感染症」以外の病気や怪我を負った場合
- ⑤交通機関の乱れや弾道ミサイル発射に伴うＪアラート発信等により、通学が危険又は困難であると自身で判断し、通学を見合わせた場合、他の科目と試験時間割が重複した場合 等
※保健センターホームページ参照。

<未済試験の実施の可否が担当教員の判断に委ねられる資格>

- ⑥その他止むを得ない理由(就職活動・国家資格に関する試験等)

※上記の理由による未済試験の申請を検討する場合、可能であれば、講義時間中に担当教員と相談してください。

【注意】

中間試験欠席は未済試験の対象にはなりません。
試験日を含めて３日以内に手続きできない場合は、
必ず手続締切日より前に事務所まで連絡して下さい。
(委任状・代理人の方の身分証を持参であれば代理人申請も可能です。)